

## 枠組みの強度に関する規定

部位	参照	条件	
		大型貨物自動車	その他
1 外周枠材、水平方向の中枠材、回転軸	a寸法	直径または幅 4cm以下 (注1)	直径または幅 4cm以下
2 垂直方向の中枠材、斜め方向の中枠材、補強材	b寸法	直径または幅 8cm以下	直径または幅 5cm以下
3 煽り上面から水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く) (1) 煽り上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽り上面の直上の回転軸又は外枠(図1-1) (2) 煽り上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。 ① 回転軸と外枠を煽り側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠(図1-2) ② 回転軸と外枠を煽り上方に備えるものにあつては、煽り上方の直上の回転軸又は外枠 (3) 煽り上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽り上面の直上の外枠(図2-1) (4) 煽り上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽り上方の直上の外枠(図2-2)	c寸法	40cm以上	20cm以上
4 範囲A 煽り上面と垂直な各枠間の内法間隔(最前部と最後部の枠間は除く)	d寸法	50cm以上	25cm以上
5 (煽り上面貨物車から) 煽り上面と平行方向幅25cm(大型貨物車は50cm)までの任意断面における枠材、補強材の数	B-B断面	3本以下 (注2)、(注3)	
6 (煽り上面) 煽り上面から垂直方向幅30cm(大型貨物自動車は60cm)までの任意断面における枠材、補強材の数	D-D断面		
7 回転軸と枠材の接合部を中心とする半径10cmの円の範囲	E部	1~6までに規定する条件は適用除外	

(注1) 煽り上面直上の枠材については、煽り上面と直上の枠材下縁の間隔(図2-1、図2-2のe寸法)が20cmを超える場合には「4cm」を「8cm」に読替えることができる。

(注2) 近接又は隣接する複数の枠材の直径または幅の合計が4cm以下の場合には、これを1本と数える。

(注3) 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径または幅が1cm以下のものは、これを本数に含めない。

(注4) 後面に備える飛散防止装置にあつては、本基準を準用して取扱う。

図1-1 (回転軸と外枠が兼用・煽り上面の例)

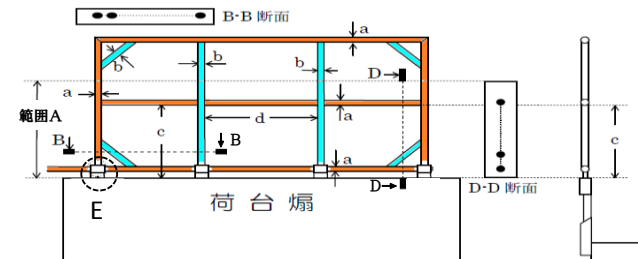


図1-2 (回転軸と外枠が兼用・煽り側面の例)

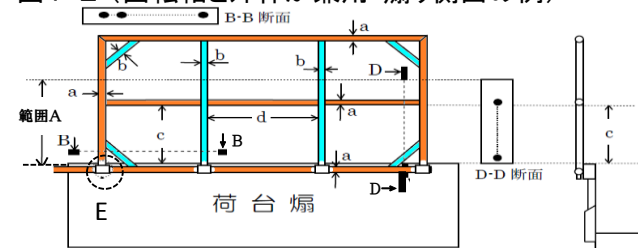


図2-1 (回転軸と外枠が兼用でない・煽り上面の例)

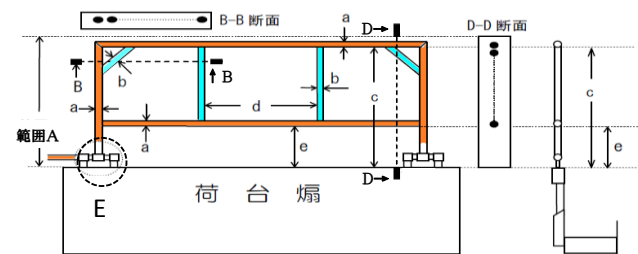


図2-2 (回転軸と外枠が兼用でない・煽り側面の例)

